

子ども110番の家

1. 看板設置活動について

目的

刑法犯の認知件数は、戦後最少となった令和3年から2年連続して増加しており、予断を許さない状況のまま推移しています。市民の治安に対する不安にも、根強いものがあります。

この活動は、屋外における誘拐・性犯罪等から子どもを守り、その安全を確保するために設置する緊急避難所「子ども110番の家」を日常的に機能させることを目的とするものです。

活動の経緯

当市における活動は、1999年から一部の市内小学校のPTA団体で独自に行っていたものを、2008年に市が看板（現在使用のもの）を制作・配布したことをきっかけに、市内全域に取組が広がりました。現在は、各団体と市が連携しながら活動に取り組んでいます。

また現在は、市が契約者となり、看板設置協力者に万が一の事故が発生した際の災害補償制度にも加入しています。

活動団体

- ① 町田市内の小学校及びPTA等
- ② 町田市内の町内会・自治会及び青少年健全育成地区委員会等

看板交付 申請期間

各登録団体が取りまとめ、随時申請できます。

看板交付 申請手続き

「子ども110番の家」看板交付申請書に必要事項を記入し、最寄り子どもセンターまたは市庁舎2F児童青少年課窓口へ直接申請してください。

※他の市施設への申請、郵送・メールによる申請では手続きはできません。

新たに設置・廃止する場合、及び万が一の事故が発生した場合の申請方法については下記をご覧ください。

災害補償制度 の内容

市が契約者となり、「子ども110番の家」看板設置者（協力者）が、その活動に起因して事件に巻き込まれ、身体に傷害を負ったり、所有物が破損した場合に、一定の見舞金を支払う制度です。

※別リンク「子ども110番の家事業活動災害補償制度の内容」参照

2. 看板設置・廃止の手続きについて

①新たに看板を設置する場合

設置協力者は、看板を管理する**お住まいの地域の小学校PTAや町内会・自治会等の登録団体**(以下「団体」という)にお申出ください(各団体において同看板の設置要綱を整備しています)。



団体は、申出をまとめ、最寄り子どもセンターまたは児童青少年課へ「子ども110番の家」看板交付申請書を提出します。**控えの申請書は各団体でコピーして保管してください。**申請に基づき団体に看板を交付します。



設置協力者は、団体から看板を受け取り、子どもたちが気付きやすいところに看板を設置してください。

②看板を取り外す（廃止する）場合

設置協力者は、看板を取り外し、団体に連絡してください。



団体は、申出をまとめ、最寄り子どもセンターまたは児童青少年課へ「子ども110番の家」看板交付(廃止)申請書を提出します(取り外した看板は、自分で処分するか、団体が申請時に、最寄り子どもセンターまたは児童青少年課へ返却してください)。**控えとしての申請書は各団体でコピーして保管してください。**

※看板の交付申請、再交付、廃止は同じ1枚の用紙で申請できます。
※引っ越しなどの理由により空き家状態となるなど、不在の時間が多くなった看板設置宅(店舗)については、看板の取り外しをお願いします。

3. 看板設置協力者に万が一の事故が発生した場合

設置協力者は、団体に連絡し、事故発生状況を伝えてください。



団体は、事故発生状況を把握し、**最寄りの子どもセンターまたは児童青少年課に事故報告をします。**



子どもセンターまたは児童青少年課から保険会社に連絡します。



保険会社から団体に事故内容の確認のため連絡があります。



被害者(設置協力者)は、事故発生証明や事故内容の確認のための書類を保険会社に提出します。



見舞金が支払われます。

【子ども110番の家 申請受付施設】

施設名	住所	電話番号
子どもセンターばあん	金森4-5-7	042-788-4181
子どもセンターつるっこ	大蔵町1913	042-708-0236
子どもセンターぱお	相原町2025-2	042-775-5258
子どもセンターただON	忠生1-11-1	042-794-6722
子どもセンターまあち	中町1-31-22	042-794-7360
児童青少年課青少年係	森野2-2-22	042-724-4097